

第4回土地等利用状況審議会 議事録

令和5年5月12日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので「土地等利用状況審議会」の第4回会議をただいまから開催させていただきます。

なお、本日、御発言いただく際は、机上の備え付けマイクを御使用ください。御発言の際にスイッチを入れていただき、御発言が終了しましたら再度スイッチを押していただき、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

【会長】 皆様、こんにちは。もう任意になりましたので、マスクは外してお話をさせていただきます。

本日は、お忙しいところをお越しいただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日、高市早苗大臣はG7大臣会合のため御欠席でいらっしゃいます。星野剛士副大臣、中野英幸大臣政務官は国会出席のため、状況にもよりますけれども、途中から出席いただけるという予定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、プレスの方は御退席いただけますでしょうか。

(報道関係者退室)

【会長】 最初に、本日の出欠状況と会の定足数につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 本日でございますが、〇〇委員、〇〇委員は御欠席でございます。土地等利用状況審議会令第2条第1項では、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決をすることができないと規定されておりますが、本日は〇〇委員の御到着が遅れておりますが、10名の委員のうち8名の委員が御出席ですので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。前回の審議会におきまして、皆様に御議論・御承認いただきました初回の区域指定の候補につきましては昨年12月27日に指定がなされ、本年2月1日に施行されたところでございます。この初回の区域指定内の土地・建物については内閣府において、その利用実態の把握に向けて調査を進めているところと思われま

す。さて今般、事務局にて第2回目の区域指定の候補がまとめられました。本日は、事務局より2回目の区域指定の考え方、2回目の区域指定の候補、そして、3番目に今後のスケジュール、これらにつきまして資料に沿って御説明をいただき、これらにつきまして審議

を行っていきたいと思っております。

区域の指定に当たりましては、法律上、あらかじめ本審議会の意見を聞かなければならないとされておりますので、初回の区域指定の際と同様に、2回目の区域指定の候補につきまして皆様に御意見をいただきたいと思えます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料に沿って御説明申し上げたいと思えます。

本日の進め方でございますが、初めに、区域指定の基本的な考え方につきまして簡単に触れさせていただき、2回目の候補選定の考え方について御説明をさせていただきます。

続きまして、2回目の区域指定の候補を御紹介させていただきます。

最後に、今後のスケジュールという形で進めさせていただければと思えます。

区域指定の基本的な考え方でございます。この表でございますけれども、第2回の審議会でも御提示したものでございますが、法令及び基本方針に基づきまして、注視区域と特別注視区域の指定の類型を整理したものでございます。説明につきましては省略させていただきます。

2枚目の表でございますけれども、経済的・社会的観点からの留意事項について整理したものでございます。区域指定に当たりましては、経済的・社会的観点からの留意事項についても考慮することとされております。

1でございますけれども、重要施設等の周囲に国有地や機能阻害行為の兆候の把握が容易である、例えば国が権原を有する土地が存在する場合に、そうした土地を注視区域や特別注視区域に含めない。あるいはそのような重要施設等の周囲をそもそも区域として指定しないことがあることを示したものでございます。

2でございます。こちらは重要施設等の周囲の区域の大部分が人口集中地区、いわゆるDID地区であって、かつ当該区域内に人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在する場合には、現下の安全保障環境をめぐる内外情勢を踏まえつつ、1にお示しした点も含めまして総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しない場合があるということをお示したものでございます。なお、今回提示する候補において、この2に該当するものはございません。

続きまして、2回目の区域指定の考え方でございます。これまで審議会でも御説明させていただきましたとおり、区域指定の候補は相当な数に上ることが見込まれております。また、候補となる施設、離島ごとにその重要性でございますとか、現地の状況を容易に把握できるかどうか、区域の外縁をどう描いていくか等を検討する必要があります。また、施設等の所管省庁との調整も必要になるところでございます。こうした各種検討でございますとか、作業の進捗状況等を踏まえまして、準備が整ったものから順次指定していくという形で区域指定を進めてきているところでございます。

昨年末の初回の区域指定では、国境としての重要性が高いこと、それから、ふだん在住する者がおらず、特に人の目が行き届きにくい状況にあって現地現況の把握が難しいこと、

区域の外縁が明確であるといった点を踏まえまして、無人の国境離島及び当該離島と同一市町村に所在する施設等のうち、準備が整った58か所を指定したところでございます。

2回目の区域指定におきましても、このような考え方をベースといたしまして、国境離島としての重要性が極めて高いことや、本土等に比べて人の目が行き届きにくく現地・現況の把握が難しいことといった国境離島等の特性を引き続き考慮いたしまして、国境離島等と当該離島等と同一の地方公共団体に所在する施設のうち、準備が整ったものについて指定することとしたいと考えております。

2回目の区域指定の全体像をお示ししております。2回目の区域指定でございますが、無人の国境離島の残りとして、それらと同一の地方公共団体に所在する施設、それから、有人の国境離島等及びそれらと同一の地方公共団体に所在する施設のうち、準備が整ったものを指定の候補としたいと考えております。

順に見ていきますと、国境離島でございますけれども、無人の国境離島といたしまして、東京都の聳島や北硫黄島、島根県の沖之御前島、鹿児島県の臥蛇島など10島、また、有人の国境離島、こちらは領海基線の周辺を指定することとなりますけれども、新潟県の佐渡島や東京都の伊豆大島、母島、鹿児島県の奄美大島、沖縄県の西表島など49島、合わせて59島にある区域を指定したいと考えております。

次に海上保安庁関係でございます。法第2条第2項に定める海上保安庁の施設であって管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるものとして石垣海上保安部を、また、法第2条第3項に定める国境離島及び有人国境離島地域離島における領海警備等の活動拠点といたしまして鹿児島県の奄美海上保安部や沖縄県の宮古島海上保安部、長崎県の壱岐海上保安署など7施設を、こちらには係留施設も含んでおりますけれども、指定したいと考えてございます。

それから、防衛関係施設でございます。東京都の硫黄島航空基地や石川県の小松基地、沖縄県の知念高射教育訓練場、石垣駐屯地、与那国駐屯地など、防衛関係の50施設を指定したいと考えております。なお、今回の候補では重要施設、または特定重要施設として区域指定を行う米軍施設はございません。また、今回は初めて生活関連施設が候補となっております。鹿児島県の川内原子力発電所と新潟県の新潟空港を指定したいと考えております。なお、新潟空港は国土交通省が管理する空港でございますが、自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港として対象となるものでございます。区域の数でございますけれども、全体で特別注視区域が40か所、注視区域が121か所、計161か所となります。なお、施設、離島の数と区域の数は一致しませんので、念のため申し上げます。

続きまして、2回目の区域指定の候補として検討しております具体的な指定対象を理由とともに御紹介します。少し長くなってしまいますけれども、お手元に図面もございまして、そちらも御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

まず、宮城県の石巻市の防衛マイクロ上品山通信中継所でございます。こちらは自衛隊の機能支援を行う通信施設でありまして、その周辺を注視区域に、また、金華山は有人の

国境離島であり、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

次に、東京都大島町の大島、いわゆる伊豆大島でございますけれども、これは有人の国境離島であり、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

次に、東京都新島村の航空装備研究所、新島支所でございますが、自衛隊の装備品の研究開発等を行います防衛装備庁の試験場でございますして、その周辺を注視区域に、また、新島でございますけれども、こちらは有人の国境離島であり、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

続きまして、東京都三宅村の三宅島、それから、東京都御蔵島村の御蔵島、東京都青ヶ島村の青ヶ島はいずれも有人の国境離島でございますして、基線の周辺をそれぞれ3か所、1か所、2か所ずつ注視区域に指定したいと考えております。

東京都小笠原村です。父島基地分遣隊は自衛隊の活動拠点でございますが、その施設機能を代替することが困難な離島に所在する自衛隊施設でございますので、その周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。また、小笠原海上保安署は有人国境離島地域離島である父島の領海警備等の活動拠点でありまして、その周辺のうち父島基地分遣隊にかかる特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

表のほうを御覧いただくと、特別注視区域のほうは赤字で書いてございまして、注視区域が黒字で記載してございます。小笠原海上保安署については見ていただきますと、赤字のものと黒字のものと2か所出てくることとなりますけれども、これは今申し上げた理由になっております。これ以降も同じような形で名称が2回出てくる場合がございますけれども、この場合は特別注視区域になる部分と注視区域になる部分がありますということを示しているものでございますので、御理解いただければと思います。

このほか、同じ父島にあります夜明山送信所は警戒監視・情報機能を有する通信施設でございますして、その周辺を特別注視区域に、硫黄島航空基地は離島に所在する自衛隊の活動拠点として特別注視区域に指定したいと考えております。また、硫黄島は有人の国境離島でございますして、基線の周辺のうち、硫黄島航空基地にかかる特別注視区域と重ならない部分を注視区域に、また、聳島は無人の国境離島であり特別注視区域に、母島は有人の国境離島でございますので基線の周辺を注視区域に、北硫黄島は無人の国境離島でございますので特別注視区域に指定したいと考えております。

新潟県の施設等に移らせていただきたいと思います。新潟県新潟市の新潟分屯基地、それから、その下にございます海上自衛隊の新潟基地分遣隊でございますけれども、こちらはいずれも自衛隊の活動拠点でございます。また、新潟空港は先ほど御説明させていただきました生活関連施設の空港施設としまして、それぞれの周辺を注視区域に指定したいと考えてございます。

次に、新潟県新発田市及び聖籠町の小舟渡通信所でございますが、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設でございますして、その周辺を特別注視区域に、また、新発田駐屯地は自衛隊の活動拠点でございますして、その周辺のうち小舟渡通信所にかかる特別注視

区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

次に、新潟県上越市の高田駐屯地は自衛隊の活動拠点でございます、その周辺を注視区域に指定したいと考えております。

新潟県佐渡市の佐渡分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトでございます、その周辺を特別注視区域に、また、佐渡島でございますけれども、有人の国境離島でございます、基線の周辺の3か所、それから、領海警備等の活動拠点である佐渡海上保安署の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

石川県の施設に移らせていただきます。石川県金沢市の金沢駐屯地は自衛隊の活動拠点であり、その周辺を注視区域に、続きまして、石川県の小松市、加賀市の小松基地でございますが、こちらは司令部機能を有する自衛隊の飛行場施設でございます、その周辺を特別注視区域に、また佐美送信所は自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、その周辺のうち小松基地にかかる特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

続きまして、輪島市及び能登町でございますけれども、輪島分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトでございます、その周辺を特別注視区域に、また、輪島市にある舳倉島でございますが、こちらは有人の国境離島でございますので、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

鳥取県と島根県でございます。鳥取県米子市、境港市、それから、島根県松江市でございますが、米子駐屯地でございます。自衛隊の活動拠点がございまして、その周辺を注視区域に、美保通信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設でありまして、その周辺を特別注視区域に、また、美保基地でございますが自衛隊の活動拠点であり、その周辺のうち、美保通信所にかかる特別注視区域と重ならない部分を注視区域に、高尾山分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、その周辺を特別注視区域に、また、沖ノ御前島、鶴島、乙島、平島、土島及び大島でございますが、この6島は無人の国境離島でございますので、それぞれ特別注視区域に指定したいと考えております。

島根県海士町の中ノ島、西ノ島町の西ノ島、知夫村の知夫里島は有人の国境離島でございます、それぞれ基線の周辺1か所、2か所、1か所を注視区域に指定したいと考えております。

高知県でございます。室戸市の室戸通信所でございますが、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、その周囲を特別注視区域に、宿毛市の沖の島は有人の国境離島でございますので、基線の周辺を注視区域に、土佐清水市の土佐清水分屯基地でございますが、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設でございますので、その周辺を特別注視区域に、香南市の高知駐屯地は自衛隊の活動拠点でございますので、その周辺を注視区域にそれぞれ指定したいと考えております。

九州に入らせていただきます。長崎県対馬市でございますけれども、こちらの対馬市につきましては昨年12月の初回の区域指定の際に、基線の周辺や自衛隊施設等を指定いたし

ました。その後、本年2月になりまして、対馬の沖合に位置しまして基線を有する島がございますが、こちらの島が有人の国境離島である対馬の一部であることが明確になりましたので、この箇所を対馬（10）といたしまして、基線周辺を注視区域として指定したいと考えてございます。

次に、長崎県壱岐市の壱岐警備所でございますけれども、こちらは警戒監視・情報機能を有する沿岸監視を行う自衛隊施設でございます。また、若宮島中継所は、その施設機能を代替することが困難な離島に所在する自衛隊の通信施設であることから、その周辺をどちらも特別注視区域に、また、壱岐海上保安署は有人国境離島地域離島であります壱岐島の領海警備等の活動拠点でございますので、その周辺を注視区域に指定したいと考えております。

鹿児島県でございますが、鹿屋市及び大崎町の串良送信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設でございます。その周辺を特別注視区域に、鹿屋市の高隈ASR局舎は自衛隊の機能支援を行う通信施設として、また、古江貯油処でございますけれども、こちらは自衛隊の機能支援を行う補給施設といたしまして周辺を注視区域に、また、鹿屋航空基地は司令部機能を有する自衛隊の飛行場施設でありますので、その周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。さらに鹿屋市及び錦江町の横尾岳レーダー局舎は自衛隊の機能支援を行う通信施設でございますので、その周辺を注視区域に、錦江町及び南大隅町の根占受信所は警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設でございます。その周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。

続きまして、鹿児島県西之表市の種子島でございますが、こちらは有人の国境離島でございます。基線の周辺2か所、それから、領海警備等の活動拠点である種子島海上保安署の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

鹿児島県薩摩川内市でございます。川内駐屯地及び下甕島分屯基地でございますが、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の施設とレーダーサイトでございます。その周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。また、川内原子力発電所でございますが、こちらは発電用の原子炉施設ということでございまして、生活関連施設の原子力関係施設として、その周辺を注視区域、また、下甕島は有人の国境離島であり、基線の周辺2か所を注視区域に指定したいと考えております。

次に、鹿児島県霧島市の国分駐屯地でございますが、こちらは自衛隊の活動拠点ということと、それから、鹿児島音響測定所でございますが、こちらは海上自衛隊の艦艇の音響測定等を行う港湾施設でございます。その周辺を注視区域に指定したいと考えております。

それから、鹿児島県奄美市の奄美駐屯地及び奄美大島分屯基地でございます。自衛隊の活動拠点と通信施設でございますが、その施設機能を代替することが困難な離島に所在するものといたしまして、その周辺を特別注視区域に、また、奄美大島でございますけれども、有人の国境離島であり、基線の周辺2か所、それから、領海警備等の活動拠点である

奄美海上保安部の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

次に、鹿児島県三島村にある竹島でございますが、こちらは有人の国境離島でございますので、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

引き続き鹿児島県でございます。トカラ列島にあります鹿児島県十島村の口之島、一つ飛ばして平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島及び宝島でございますが、こちらは有人の国境離島でございます、基線の周辺計8か所を注視区域に指定したいと思います。また、上から2つ目の臥蛇島でございますが、こちらは無人の国境離島でございますので特別注視区域に指定したいと考えております。

続きまして、南種子町の種子島は先ほど申し上げましたとおり有人の国境離島でございますので、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

鹿児島県屋久島町の屋久島及び口永良部島は有人の国境離島でございますので、基線の周辺4か所を注視区域に指定したいと考えております。大和村及び宇検村の名音中継所は、その施設機能を代替することが困難な離島に所在する自衛隊の通信施設でございます、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。宇検村及び瀬戸内町の奄美大島ですが、先ほど奄美市の部分で御説明した奄美大島と同様でございます、基地の周辺2か所を注視区域に指定したいと考えております。奄美大島ですが順番がいろいろなところに出てきてしまっておりますけれども、これは記載の順番が公共団体の順番になっております関係上、いろいろなところに出てきてしまうということで、若干分かりにくくなっておりますけれども、そうした次第でございます。

それから、鹿児島県瀬戸内町でございますけれども、瀬戸内分屯地、それから、奄美基地分遣隊は自衛隊の活動拠点でございますが、その施設機能を代替することが困難な離島に所在する施設としまして特別注視区域に指定したいと考えております。また、領海警備等の活動拠点である古仁屋海上保安署はその周辺のうち、奄美基地分遣隊の特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定しようと考えております。

それから、請島・ジャナレ島・木山島でございますけれども、これは同一の低潮線で囲まれた一連の島ということでございまして、一つの有人国境離島として扱っておりますけれども、基線の周辺2か所を注視区域に、また、与路島も有人国境離島でございます、基線の周辺2か所をそれぞれ注視区域に指定したいと考えております。

喜界町の喜界島通信所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、その周辺を特別注視区域に、また、喜界島は有人の国境離島でございます、基線の周辺3か所のうち、喜界島通信所にかかる特別注視区域とならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

続きまして、鹿児島県徳之島町、天城町及び伊仙町の徳之島でございますけれども、こちらは有人の国境離島でございます、基線の周辺7か所を注視区域に指定したいと考えております。

次に、和泊町及び知名町の沖永良部島でございますが、有人の国境離島でございます、

基線の周辺 6 か所を注視区域に、また、沖永良部島分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトでございます、その周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。

与論町の与論島は有人の国境離島でございます、基線の周辺 3 か所を注視区域に指定したいと考えております。

ここままで鹿児島県が終わりでございます。

続きまして、沖縄県に入らせていただきます。沖縄県石垣市の石垣駐屯地は自衛隊の活動拠点でございますけれども、その施設機能を代替することが困難な離島に所在する施設でありまして、その周辺を特別注視区域に、また、石垣海上保安部でございますが、先ほど御説明したとおり、海上保安庁の施設でございます、その周辺を注視区域に、また、石垣島そのものでございますけれども、有人の国境離島でありまして、基線の周辺 4 か所を注視区域に指定したいと考えております。

続きまして、宮古島でございますけれども、宮古島市の宮古島駐屯地は自衛隊の活動拠点でございます、その下の保良訓練場、こちらの名称は訓練場でございますけれども、駐屯地に対する補給整備を行う活動拠点として使用されておりました、それぞれその施設機能を代替することが困難な離島に所在する施設といたしまして、その周辺を特別注視区域に、また、宮古島分屯基地でございますが、こちらは警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトでございます、その周辺を特別注視区域に、また、宮古島及び伊良部島・下地島でございますが有人の国境離島でございます、基線の周辺 3 か所及び領海警備等の活動拠点であります宮古島海上保安部の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

沖縄県南城市でございます。知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）でございますが、自衛隊の活動拠点として陸上自衛隊の高射部隊が常駐しております、その周辺のうち、航空自衛隊の知念高射教育訓練場にかかる特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。また、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）でございますが、こちらは防空機能を有するペトリオットPAC-3の配備拠点でございます、その周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、久高島でございますが、こちらは有人の国境離島でございます、基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

続きまして、粟国村の粟国島、南大東村の南大東島、北大東村の北大東島でございますが、こちらはいずれも有人の国境離島でございますので、基線の周辺それぞれ 1 か所、 3 か所、 2 か所を注視区域に指定したいと考えております。

伊平屋村の伊平屋島、それから、野甫島は有人の国境離島でございます、伊平屋村 2 か所、野甫島 1 か所、計 3 か所の基線の周辺を注視区域に指定したいと考えております。

次に、久米島町でございますけれども、久米島分屯基地は警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトでございます、その周辺を特別注視区域に、また、久米島は有

人の国境離島でございますので、基線の周辺2か所を注視区域に指定したいと考えております。

多良間村の多良間島、それから、水納島は有人の国境離島でございますので、基線の周辺計2か所を注視区域に指定したいと考えております。

竹富町の西表島、一つ飛ばして鳩間島、波照間島、こちらは有人の国境離島でございますので、基線の周辺、計4か所を注視区域に指定したいと考えております。

戻りまして赤字のところですが、外離島・内離島は無人の国境離島でございますので、特別注視区域に指定したいと考えております。

最後に、沖縄県の与那国町でございますけれども、与那国駐屯地は警戒監視・情報機能を有する沿岸監視を行う自衛隊施設でございますので特別注視区域に、また、次世代装備研究所与那国海洋観測施設でございますが、こちらは自衛隊の装備品の研究開発等を行います防衛装備庁の技術研究施設となっておりますので、その周辺を注視区域に、また、与那国島でございますけれども、有人の国境離島でございますので、基線の周辺4か所のうち与那国駐屯地にかかる特別注視区域と重ならない部分をそれぞれ注視区域に指定したいと考えております。

以上をまとめますと、宮城県から沖縄県までの10都県62市町村の重要施設、国境離島となりまして、2回目の指定分の区域の数といたしましては、合計で161か所を予定してございます。

今後のスケジュールについてでございます。本日の審議会におきまして、2回目の区域指定の候補について御了承いただきましたならば、速やかに関係地方公共団体に対しまして区域図の案を送付し、意見聴取を開始したいと考えております。意見聴取は1か月程度を見込んでおきまして、その後、地方公共団体からの意見聴取結果を整理した上で関係行政機関の長との協議を経まして、次回の審議会において改めて御審議いただきたいと考えております。次回の審議会もできるだけ速やかに開催できればと考えているところでございます。

最後に周知広報の取組について御紹介させていただきます。

まず、ホームページでございますけれども、引き続き各種情報の充実を図っておりまして、オンライン届出のほうも実装させていただきました。また、前回の審議会でも御指摘いただきました最新の動きが分かる工夫ということでございますけれども、指定の公示でございますとか施行、あるいは審議会の開催など、本法に係ります最新の動きを随時表示するトピック欄をトップページに設けました。そのほか、LINEでございますとか、Twitter、Facebook等のSNSの開設のほうも行わせていただきまして、最新の情報をタイムリーに発信しているところでございます。

また、地方公共団体や業界団体など、関係各所にも御協力をいただきまして、リーフレットのほうを幅広く配布させていただきますとともに、自治体や業界団体の広報誌への記事の掲載もお願いしておりまして、本制度の周知に努めているところでございます。

前回審議会で御指摘いただいた中に、法務局等の登記所でございますとか、あるいは司法書士等の登記関係士業、不動産関係の金融投資業界に対しても周知を行うべきということでございましたので、いろいろなところに私どもも働きかけをして周知を図ったところでございます。

そのほか、住民の方々、あるいは事業者の方々などからの個別の問い合わせにつきましては、コールセンターにおきまして引き続き丁寧に対応させていただいているところでございます。

資料の説明が長くなりましたが、以上でございます。

【会長】 御丁寧な説明、ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございました2回目の区域指定に関する内容及び今後のスケジュールにつきまして議論をしていきたいと思いますが、欠席をされております〇〇委員より意見書の提出がございましたので、まず、事務局からそれを御紹介いただきたいと思っております。

【事務局】 〇〇委員からの御意見につきまして読み上げさせていただきます。

2回目の区域指定の候補には、いよいよ原子力関係施設や空港といった生活関連施設が入ってきており、今後、国民に対して、この法律についてより一層の周知が大切になってくると感じます。

また、今回、沖縄本島では初めて南城市の自衛隊の施設が区域指定の候補となっております。このたびの重要土地等調査法に対しては、沖縄県内からは基地問題等を背景に、特に様々な声が寄せられていることから、県内の各地方公共団体からの意見聴取に当たっては、本法律の趣旨や考え方について特に丁寧な御説明と意見交換が必要だと考えます。

それから、土地問題に関連して、先月4月27日より相続土地国庫帰属制度という新しい制度が始まっています。これは個人が相続によって取得した土地を国に引き取ってもらうことを可能とする仕組みで、法務局での審査を経て国庫に帰属した土地は、財務省や農林水産省が普通財産として管理・処分を行うこととなります。そこで今後、もし注視区域や特別注視区域の土地がこの制度により国庫帰属した場合には、区域指定も踏まえた対応が必要と考えられますので、この点についても関係各省での情報共有が大切になってくると存じます。

以上でございます。

【会長】 それでは、この御意見に対しまして、事務局からのコメントをお願いいたします。

【事務局】 ただいま〇〇委員より御指摘がありました国民への周知につきましては大変重要であると認識しており、本日御説明をいたしましたとおり、内閣府として周知に取り組んでいくことと併せ、自治体にも御協力をいただきながら国民の皆様にも本制度について、その必要性や重要性が伝わるように今後もしっかりと進めてまいりたいと考えております。

区域指定にかかる関係自治体への意見聴取につきましては、オンライン説明会の実施や個別のやり取りを行い、説明に当たっては1回目の指定の際に、自治体から疑問や意見が

多く出たところに重点を置いて説明するなど、丁寧に進めさせていただきたいと思います。

また、御指摘のございました新制度への対応につきましては、委員の御指摘のとおりと認識しており、対応を検討してまいります。

以上です。

【会長】コメントをありがとうございます。

それでは、ここから議論に入りたいと思いますので、御発言のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】2回目の指定ということで、事務局の方は非常に御苦労さまでした。

この場でお聞きする話ではないのかもしれないのですが、報道によると、今、国会で土地取得についての規制法が審議されているという話を聞いたのですけれども、今回の仕組みというか、これについての政府の基本的なスタンス、あと、現在の土地利用状況の規制法との整合性とか、その辺は何か特別なお考えがあるのかなと思って、そこをお聞きしたいと思っておりました。

【事務局】ただいまの〇〇専門委員の御指摘の法案については、国民民主党のほうから議員立法の形で法案を出すということで動きがあったということで、昨日に報道が出たものでございます。この後、どのように扱われるかは、国会、立法府内での議論というか、我々のほうから何かというものはございませんし、中身についてコメントするものではございません。

【専門委員】把握もされていない状況ですか。

例えば与党との関係とか、政府としてのスタンスとか、その辺は何かコメントは、全然未知なものなのでコメントできないという状況ですか。

【事務局】御質問ありがとうございます。

政府に対する説明はございません。ただ、国民民主党自体のホームページには既に掲載されておりまして、どういった法律かというものは、既に公表された形になっております。

基本的には土地法に何か改正を求めていくとか、今、私たちの内閣府の組織に対して義務を課していくというような性格のものではなくて、安全保障の重要な施設を土地法の対象にしておりますけれども、それ以外のものについて、何らかの所有情報ですとか、そういったものを収集していくということを目的としたものであろうと考えておりますけれども、我々も全く意見交換ですとか、そういったものも説明も受けておる状況ではございませんので、そういう面でコメントする立場にないということをお申し上げたところでございます。

【専門委員】多分与党がどう考えるかというのが一つ重要かと思うのですがけれども、これまでの法律の仕組みでも基本的に議員立法と各法がそれぞれ相反するわけではなくて、基本的に合体したような事例もありますし、また、別法でプログラム規定が出てきた場合には、例えばこの制度との関係でどうするかということも整理をしておいていただく必要が

あるのかなと思っておりますので、できるだけ情報収集もしていただいて、既存の制度の在り方にどのような影響を与えるかということについても、別の機会でも結構ですので御説明をしていただければと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今回の無人の国境離島と有人の国境離島という形で、前回もそうだと思うのですが、けれども、今後人口がどんどん減っていく中で、今日、地図を見ていると、ここが有人の離島なのかというような離島も正直ございまして、そういったものが今後無人になっていくときに、注視区域ではなく特別注視区域に再編していくというような規定とか、あるいはそういう今後の予定というのは、期間のスパンというのも含めて、どのように考えられているのかというのを教えていただければと思います。

【事務局】御指摘のありましたとおり、無人の国境離島と有人の国境離島で今扱いが変わっております。無人の国境離島につきましては、特別注視区域として全島を指定するという考え方を取っております、これは人の目が行き届かないということがありますので、全体として指定しておく必要があるだろうという観点から、そのような形にさせていただいているところでございます。

一方で、有人の国境離島につきましては、基線からおよそ1キロというところで、それぞれエリアを取っていくという形でございます、扱いが異なっておりますので、人口の状況といいますか、人の目がなくなるということになりますと、おのずと状況は変わりますので、指定は変えていかざるを得ないのではないかと、今のところは考えておるところでございます。

【会長】〇〇委員、お願いします。

【委員】御説明ありがとうございます。2点教えてください。まず、資料の4～5ページの辺りに、準備が整ったという記述が幾つかあるのですけれども、差し支えない範囲でどんな準備があるのかというのを簡単にでもいいので教えていただけますでしょうか。というのも、今回、生活関連施設の新潟空港が指定されていますが、例えば自衛隊と隣接していて共同で使っている空港はほかにもたくさんあります。千歳とか茨城とか、熊本とかもそうですか、たくさんあると思うので、その中で新潟を先に指定した理由が、もしあるのであれば、準備作業に困難があるとか、優先順位があるとか、そういうことがあるのであれば、教えていただきたいというのが1点目です。

2点目が、今回指定予定の市町村にはこれから意見聴取して、協議や調整はこれからだということは理解いたしました。今回たくさんある中で、市町村さん的には寝耳に水という感じなのか、それとも何となく指定されるかなという感じなのか、その雰囲気というか、それで受け入れるか受け入れないかみたいなものが変わるのではないかとと思うので、どん

な感じなのか教えていただきたいと思います。

以上です。

【事務局】まず、準備のほうでございますけれども、先ほども申し上げたのですが、非常に多数指定していかなければいけないということでございまして、まず、我々の見なければいけない観点ということになりますと、それぞれの重要施設でございますとか、国境離島等の重要性でございますとか、繰り返しになってしまいますけれども、現地状況の把握の困難性でございますとか、外縁の線引き等の準備状況とか、あるいは関係機関との調整といったものが出てまいります。

その中でも特に、どのように具体的にやっているかということなのですが、指定の事由について評価をさせていただく。要件該当性というものに該当しているかどうかというのをチェックしていくということでございます。それから、重要施設の敷地、あるいは国境離島の区域がどの範囲にあるのか。特に重要施設の敷地がどこからどこまでなのかといったところは、かなり正確に見なければいけないと思っております。

その上で、区域の外縁を定めるということで、法律上など、おおむね1キロという形になっておりまして、ただ、その1キロについて円を引くようにやるのではなくて、先般も御説明させていただきましたように、なるべく皆さんに分かりやすいようにするという観点から地物で切っていくということをやっていきますので、そうすると、どの地物で切っていくのがより妥当なのかという、かなり精密な検討をしなければいけないということになっております。

また、一般の皆様にも、この区域が入るのだと分かるようにするためには、なるべく町字がはっきり分かるようにしなければいけないのかなと思っております。私どもが調べていく中に、区域内に入ってくる町字は何なのかというのを調べるといったようなことをやっております。そうしますと、一つ一つの施設についてかなり時間と手間がかかるという状況になってございます。

1回目の区域指定のときに、島を丸ごと指定するということだと比較的簡単なので、これを先行させましたというような御説明をさせていただいたと思います。そういう意味におきまして、容易さというのはそれぞれ変わってくるのかなということで、準備が整ったものということにつきまして、今、私が申し上げたような内容を詰めていく中で、ある程度整理が早めについたもの、全体としてここから始めていこうとかというところで、作業の順番みたいな形になっている部分ももちろんございますけれども、形としては、私どもとして一生懸命やっていく中で順番がついてきたと御理解いただけたらと思っております。

市町村との関係でございますけれども、私どものほうの今回の指定の対象につきましては、事前に決まっていない段階で市町村にお知らせした場合には、無用の混乱が生ずる恐れがあるだろうと思っております。タイミングといたしましては、審議会の当日に先方にお知らせするという形を今は取らせていただいております。

一方で、重要施設でございますとか、国境離島であるといったものにつきましては、それぞれ御理解をいただいているところがございますので、御自分のところに関係するものでこういうものがあるということは既に御理解いただいているところが多いと思います。私どもは法律の施行の後、説明会について各都道府県にお願いしました。また、市町村のほうにも説明できる機会を設けさせてくださいということをお願いしました。そこは全ての市町村さんが参加していただいたわけではございませんけれども、私どものほうで地方公共団体説明会というのを何回か開催させていただきまして、御関心のある地方公共団体には出てきていただいておりますので、そういう意味では、ある程度予測はついているのではないかなと認識しております。

【委員】ありがとうございます。

【会長】〇〇委員どうぞ。

【委員】前半のほうの確認ですけれども、いろいろなところを既に調整されていて、準備が整ったものは今後3回目に入れていくという理解でよろしいわけですね。

【事務局】今、御質問があった点でございますけれども、3回目、4回目という形で順番に指定をさせていただきたいということで作業を進めております。区域の設定につきましては、私どもだけでできる形ではございませんので、民間の力も借りて作業を進めているところがございますので、なるべく早く指定していかなければいけないというのは私どもの今の立場でございますので、そこはしっかりやっていきたいと思っております。ただ、次回で全てというのは到底難しいと思っております、いかんせん数が多いので、準備が整ったところからという形になるかと思っております。

【会長】よろしいでしょうか。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】2つあります。

今回から防衛関係施設で、一部かなり具体的な施設が入ってきた。ただ、これからも続くわけですね。それで、こういうものが公示されたときの受け止めとして、優先順位と受け止められてしまうのではないかとということが私の質問です。要するに、先ほどの〇〇委員からの質問と重なるのですけれども、より事務的にやっていると言えいいのだと思うのですけれども、外から見たときに、それは日本国内外問わず、軍事的な重要性で、このような順番で指定しているのではないかと受け止められる可能性があるということについて、どう思われているかということが1つ目の質問です。

2つ目は、今日の審議内容とは直接は関係がないのですけれども、御案内のとおり、最近米国ではCFIUSによる米軍関係施設周辺の土地の指定がさらに増えましたし、フロリダでは州法が成立して特定の外国人による購入を困難にするという形で、デサンティス州知事が署名されました。そのように海外での土地利用規制についての動向の調査や、それを日本国内に知らしめるという役割は、この審議会や事務局のほうにあるのかないのか。個人的には一番優先すべきことではないと思うのですけれども、他国もこういう制度をやっ

ている、まさに法案をつくったとき、そういうことを比較してきたわけで、今後もそういうのは積極的に公示していくべきではないかと考えておりますが、どのように思われますかということになります。

【事務局】 御質問ありがとうございます。

まず、1つ目のほうなのですけれども、重要性の部分につきましては、今日も会議の冒頭でも御説明させていただきましたとおり、1回目というのは無人の国境離島は非常に目が行き届きにくいというところと、我々にとっても無人の国境離島は全島を指定しやすいということで線引きしやすいということ、そういったところを1回目にやらせていただきました、今回は有人の国境離島もやらせていただくという形で、その考え方は示させていただいております、本日もこの会議が終わりましたら記者ブリーフィングをしっかりとやって、そのところは御説明をしていくつもりでございます。

これまでも、そういった御説明もさせていただいておりますので、そこは防衛的な観点からの優先順位ではないということは、我々はしっかりと説明をしていきたいと思っております。

2つ目のところ、海外の状況の調査でございますけれども、我々も実は法的にも見直しの規定もございますので、そういったところについては情報収集をしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

まず、短期での委託研究もやっておりますし、今年度、1年間かけてしっかりとした調査、委託研究も今公募しております、そういった結果につきましても審議会の先生方にも御報告をさせていただきながら、今後の見直しといったことも御相談をしていかななくてはならないと思っておりますので、機会を捉えて御意見をお伺いするとともに、我々の持っているそういった情報については提供させていただければと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。

その結果を心待ちにしております。

【会長】 それでは、〇〇委員どうぞ。

【委員】 本日はオンラインで失礼いたします。

今回の指定の内容に賛成でございます。これに基づいて土地の利用実態を把握することが法律の目的でございますので、そのためにも既に御議論があったように、引き続き生活関連施設の指定を本格的に進めていく必要があるものと思います。

そして、指定に関しては、これまで経済活動の自由に対する制限が懸念として寄せられていたところですが、今後は情報の取扱いについての懸念も出てくるのではないかと考えております。そこで、重要土地等調査法による措置が必要最小限のものにとどまっているということに加えて、情報のセキュリティーの確保についても指定を重ねる中で、改めて周知していくことが必要ではないかという感想を持ちました。

以上でございます。

【会長】ありがとうございます。

ただいまの発言について、事務局、コメントはいかがでしょうか。

【事務局】ありがとうございます。

情報のセキュリティーについての御指摘をいただきました。現在、御指摘のとおり指定をしました後、これから具体的な調査等を行っていくわけですが、そこで様々な情報を集めていきます。ここについては当然個人情報保護法に基づく措置をとるわけですが、併せてハード面でも現在システムの設計を行っておりますが、そこは情報セキュリティーに留意したものをちゃんとつくらねばということで、留意してまいりたいと思います。

【会長】〇〇委員、よろしいでしょうか。

【委員】ありがとうございました。

【会長】続きまして、〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】今回も多く指定をいただきまして大変だったと思いますが、基本的に賛成です。ありがとうございます。

もう一つ、今回原子力関連施設が指定されたということで意義あることだと思います。質問なのですが、今回は川内原子力発電所ということなのですが、そのほかにも再処理施設ですとか、使用済み燃料貯蔵施設だとか、発電施設以外のものも指定するということになっております。

原子力発電所の場合には設置許可の段階から、設計、工事計画認可、着工、それから、運転開始、それまで相当の時間がかかるわけで、その間の取扱いをどうするかということについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。すなわち例えば喫緊のもので言えば、再処理工場はまだ竣工に至っていない。しかしながら、施設は出来上がっていて、2024年上半期に竣工する予定である。その場合にどのタイミングで考えるのか。それから、新しい原子力施設の場合には設置許可を得た段階で重要施設と見るのか、あるいは工事の段階で見るのか、その辺りはいろいろな考え方があろうかと思えます。もし、その辺のところが整理されているのであれば、お聞かせいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【事務局】まさに重要な御指摘だと思っております。私どももどの段階から法律上の要件を満たして指定できるのかということについて、今、検討を進めている最中でございます。原子力施設に限らず、ほかの施設についても当てはまることですので、そこはなるべく早く整理をいたしまして、お示しできるようにしたいと思っております。

【専門委員】どうもありがとうございます。ぜひお願いいたします。

私の個人的な意見としては、生活関連施設ということで、それが生活に関して影響を及ぼすというのが基本的な要件になるわけですので、ある程度前倒しの段階のところからきちんとケアをするのが適切ではないかと個人的には思っております。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

【事務局】法律上の要件としまして、生活関連施設でございますので、国民の生命、身体、

財産に影響を及ぼすというところがポイントになっておりますので、どの段階まで行けば、それはそういう状態であるかというのをしっかり整理していきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】 よろしいですか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】 数が大変多いので、事務局の皆さん、大変御苦労さまでございます。

今回の区域指定につきまして何点かコメントしたいと思いますが、今回、重要施設たる海上保安庁の施設としまして、初めて石垣保安部が候補に挙がっております。石垣保安部につきましては管轄する尖閣諸島周辺海域は大変緊迫した情勢になっておりますので、今回の候補に挙がっているのは極めて妥当だと思います。

一方で、沖縄本島にも海上保安庁の施設が幾つかございますが、同じように尖閣諸島、あるいは沖縄本島周辺の領海等の保全に関する活動の重要な基盤、あるいは拠点としての機能を有しておりますので、準備は大変だと思いますけれども、早期の指定が必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点ですが、今回新たに8か所の海上保安関係の施設が候補に挙がっております。現在、海上保安庁では政府が定めました海上保安能力強化の方針に基づいた船艇の増強が進んでおります。従いまして、今後の進捗によりまして、場合によっては係留施設が拡大する、あるいは移設されるといったことも可能性として想定されるところでございますので、そういったことにも留意が必要だと思います。

以上です。

【会長】 コメントということで受け止めてよろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今回の指定は大変数が多くて、本当に事務局の方の御労力は大変だったと思います。

私の質問としましては、資料の3ページになります。次回に関連することになるのかもしれないのですが、特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項ということで、DID地区に関しては特別注視区域として指定しないことがあると思いますが、この判断基準のお考えを教えてください。あと、ここでは特別注視区域として指定しないことがあると書かれているのですが、そうすると、注視区域はどうなるのかというのを教えてください。よろしくお願ひします。

【事務局】 まず、特別注視区域でございますけれども、特別注視区域は基本方針のほうで説明を少し書かせていただいております。例えば2つ黒丸（審議会資料3ページ）で書いてございますけれども、こういった要件が満たされる場合は、重要施設の周辺に市街地が形成されて土地等の取引が比較的活発に行われていると考えられることから、こういった場合、特別注視区域ではなくて、注視区域にしていくことが考えられるのではないかと整

理をさせていただいているところでございます。

具体的にどうなのかということでございますけれども、例えば人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引ということになりますと、データ的に見ますと最も少ないところで2,000件程度ということになっております。それと面積の大部分がDID地区である程度の面積があるということ、この2つの要件で整理をしていくのかなと、今のところは考えておるところでございます。

一方で、ただ単にこの要件を満たせば全て特別注視区域から注視区域に落とすべきかというところ、そこはここに記載がありますように、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえるということ、それから、例えば国有地の所在でございますとか、それ以外の地域の特性みたいなものも踏まえて、総合的に勘案した上で、最終的に判断をしていただくのかなと思っております。

それから、特別注視区域の扱いはそうでございますけれども、注視区域の扱いにつきましては、1番のほうに記載がありますように、国有地の所在、ないしは機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性等ということで、こういったものに照らし合わせて、場合によっては注視区域にも指定しないというケースはあるのかなと思っております。典型的な例として以前も御説明させていただきましたが、国有地であるとか、あるいは国のほうで借り上げていてしっかり管理しているような土地しかないような場合、あえて注視区域まで指定する必要はないだろうなということが考えられると思っております。

以上です。

【委員】ありがとうございます。

少し心配というか教えていただきたいのは、例えば件数で把握することはできると思うのですが、その中に、先ほど少しお話が出ましたけれども、外国人の方の取引が入っているかどうかとか、そういうことまでチェックをされるのかどうか。もし何か検討とかがございましたら教えていただきたいのです。

【事務局】外国人の方の土地取引そのものについては、区域指定前におきまして、私どものほうで把握が困難でございますので、そこは今のところ考えておりません。

【委員】ありがとうございます。

【会長】よろしいですか。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】恐れ入ります。今日はちょっと時間の調整がつかず、冒頭遅刻しまして大変申し訳ありませんでした。

今日の指定の候補に関しては全て、私としては適切なのではないかなと思っております。

その上で、この審議会は特別注視区域、もしくは注視区域に指定するかどうか、どこを指定するかということが今議論になっているわけですが、ちょっと先になるかと思いますが、指定をした後に、例えば未登記の建物であるとか、不透明な取引が行われたも

のがどれだけそこから見つかるかといったところが一つのポイントになるかと思えます。なので、それが見つかったときに、それを私たちにどういう形でフィードバックしていただけるのか、順次なのか、それとも、どこかのタイミングでまとめてなのか、その辺りのことを教えていただければと思います。

【事務局】委員の御指摘のとおり、私どもが土地等利用状況調査を行っていく中で、例えば未登記の建物が発見されるケースは多々あるのではないかと考えておるところでございます。また、不透明な取引ということで、具体的にどのような対応になるかは分からないのですが、そういったものも出てくるのかなと考えております。私どもの調査の結果につきまして、どのような形で公表していくのか、あるいは審議会の場で御報告していくのかというのは、これから検討させていただければと思います。いずれにいたしましても、具体的に土地等利用状況調査を行いまして、その後のステップに進んでいく必要があるといったタイミングになりましたら、そのときには御説明させていただこうと考えております。

それ以外に、例えば届出の件数がどのような状況であるかといったものにつきましては、タイミングタイミングで公表していく必要があるだろうと考えておりまして、それはさせていただく予定でございます。

【会長】よろしいですか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】私からはコメントでございます。

今回、第2回ということで、防衛関係施設50施設ということで、いよいよ防衛関係の施設の周辺の区域ということで、指定が本格化するというところでございます。先ほど大変膨大な御紹介がございましたけれども、準備作業の末にこういう形で進んでいるということに対しまして、本当に心から敬意を表したいと思えます。

また、指定の順番としても、準備が整ったところからという御説明ではあるのですがけれども、昨年末に策定されました戦略3文書でも明らかにしておりますように、我が国にとって南西地域というのは非常に重視すべき地域であるということがございます。その前提で考えますと、準備が整いましたということではあるのですがけれども、実際に今回指定されるものの中で、南西地域の防衛施設が非常に多いということにつきましては、大変評価すべきことだろうと考えております。

今後、さらなる新しい施設の指定、あるいは今回の施設についても、これから実際に指定されるまでの間の事務手続が大変多いと認識しておりますけれども、ぜひ引き続き御努力をお続けいただきまして、速やかに防衛関係施設等々、重要な施設について指定が終わるようというところで、進めていただけるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

【事務局】激励のコメントと受け止めて頑張ってください。ありがとうございます。

【会長】それでは、ほかにいかがでございましょうか。

オンラインで〇〇委員が挙手されてございますので、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇でございます。本日はオンライン参加ということで失礼いたします。

今回の区域指定については、基本方針に基づいて丹念に調査、指定の準備を進めていただいているという印象を受けました。基本的には第1回目に続いて着々と進んでいるということで、このペースを維持していただければと思っています。

そのような形で、今後指定をしていくプロセスで、今日の資料の14ページにも紹介がございましたように、地域の広報誌等でもこの情報を住民と共有していただいているところが出てきている点を、非常に興味深く伺いました。土地の利用実態について、政府としても情報を把握するとともに、地域住民にもそういう土地の利用について関心を持ってもらうことも、重要土地等調査法の重要な目的だと思います。そのような観点から、こういう形で地域の側から自発的な情報共有の動きが出てくることは注目に値すると思います。大体市町村にはこういった広報誌があると思うのですけれども、そういうところを取り上げて、そちらのほうからも情報アクセスの道をつけていただくのは非常に有意義であると思います。それが住民の側で関心と理解を高めて、安心感につながっていくことが重要であると思います。

確認ですが、こういった形で、例えば市町村レベルで指定についての情報を共有することについては、基本的にはそれをお願いするという形で進めていただいているのか、あるいはたまたまこの根室等の場合には、関心を持ってもらって取り上げていただいたということか、その辺りの地域住民との情報共有の在り方について、進めていく上での方針、あるいは問題等がございましたら、情報を提供いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。周知と広報を担当しています〇〇です。

初回指定時の地方公共団体の協力、こちらは全ての地方公共団体のほうで、14ページが上がっている対応、地方公共団体の広報誌に原稿を載せていただくとか、あるいはその広報誌にお知らせペーパーを折り込んでいただくといった対応をしていただけたところです。住民にとってなじみのある広報誌に原稿を載せることで目に触れていただけたとか、あと、折り込むことでその存在に気づいて原稿を読んでいただけたといったところがありますので、住民の方々に制度の周知ですとか、あとは意識を高めていただくことができ、非常に有効なところかなと思っています。14ページの右側ですけれども、SNSと併せて、この広報誌というのは住民の方々の手元に情報が届く方法として、プッシュ型の情報提供であり、心がけて今取り組んでいますので、こちらを2回目指定の候補となっている地方公共団体の協力を得ながら進めていきたいと思っております。

また、コールセンターのほうにお問い合わせいただくことで、不明な点ですとか、気づきの点というところがありますので、コールセンターを積極的にお知らせして、情報の提供を進めていきたいと考えております。

以上です。

【会長】ありがとうございます。

〇〇委員、よろしいでしょうか。

【委員】引き続き、その方向でお願いできればと思います。どうもありがとうございます。

【会長】それでは、〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】大変な作業をしていただいて誠にありがとうございました。

中国との関係なのですけれども、27年までに台湾有事に備えよという指令が中国国内に出ているというような証言をCIAの長官がしています。また、最近、反スパイ法ということで非常に中国側の取締りが厳しくなっているということで、中国との緊張度が上がってきていると思います。この法律をつくったときに、法の目的ということで、友好的でない国々の軍や情報機関が、平時から情報収集をしたり、有事に際してはいろいろな妨害活動をする可能性があり、それに備えるということだったと思います。その観点から、離島の防護はもちろん重要なのですが、自衛隊の警戒監視・情報機能に関する施設も重要です。これらの施設は、実は周りに人が住んでいないところにぼつりぼつりとあります。日ごろ人目の少ないところですから、これら全て特別注視区域にしているということは、私は非常によかったと思います。

一つ質問なのですけれども、石垣の海上保安庁の基地というのは、尖閣諸島周辺の我が国領海への侵入をくり返す中国公船対応のために、多分、日本で最も大きな海上保安庁の基地だと思います。海上保安庁の石垣署周辺が特別注視区域になっていないのは何か理由があるのでしょうか。

【事務局】特別注視区域の指定につきましてでございますけれども、重要性、ないしは脆弱性と代替困難性という観点から、それぞれ各要件を検討して、現時点では基本方針上は、防衛関係施設等、国境離島等が該当し得るという整理になってございます。

【専門委員】海上保安庁の石垣の基地などは、外国から見ても一番情報を取りたい重要な基地だと思いますよ。どうして入っていないのですか。

【事務局】この法律をつくるときのいろいろな議論とか、そういったものも踏まえまして、我々は基本方針をつくらせていただき、基本方針についても審議会のほうにお諮りさせていただきました。また、先生の御意見や、その他にもいろいろな御意見が今後出てまいりますので、そういったところも踏まえて、先ほど申し上げました法律の附則にある見直しの規定ですとか、そういったものも考えて、我々は今の法律、それから、今の基本方針に基づいて、まずは執行させていただきたいと考えておるのですけれども、将来のことにつきましては、またいろいろと御相談をさせていただきたいと思っております。

【専門委員】これ以上言いませんけれども、引き続き御検討いただければと思います。

【会長】よろしいでしょうか。〇〇委員どうぞ。

【委員】今の関連のところ、私も少し資料で気になったのですけれども、本文の資料の6ページのほうの東京都の小笠原村では父島基地分遣隊の後、小笠原海上保安署が赤くな

っているから特別注視区域ですよね。こちらの付属資料の地図のほうで言いますと、資料7になるのかな。こちらは黒くなっていて齟齬があるのかなという気がしたのです。

【事務局】御説明させていただきますと、父島基地分遣隊のほうが特別注視区域の指定事由となっております、その1キロの範囲というものと小笠原海上保安署を中心とする1キロの範囲が重複してございます。父島基地分遣隊から1キロの部分は父島基地分遣隊の特別注視区域の指定事由となるという観点から赤くなるのですが、一方で、小笠原海上保安署から1キロの部分につきましては特別注視区域ということにはなりませんので、注視区域ということで黒くなるということで、そのような絵になっております。

【委員】分かりました。ありがとうございます。

【会長】それでは、一通り御発言があったかと思えますけれども、さらに御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろと御発言をありがとうございました。様々な観点から貴重な意見をいただいたと思いますので、事務局におかれましては今後の業務の参考としていただくよう、ただいまの御意見もそうですけれども、よろしく願いいたします。

これ以上御発言はないと思われますので、この辺で終わりにしたいと思えますが、冒頭に申し上げましたように、副大臣、大臣政務官がお出でになる予定ではございますけれども、国会対応のために間に合わないという情報がございました。副大臣からコメントを預かっておりますので、これを事務局に代読していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【事務局】それでは、事務局より、星野副大臣にいただいておりますコメントを代読させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

本日、御議論いただいた御意見を踏まえまして、2回目の区域の指定に向けて関係地方公共団体からの意見聴取や関係行政機関との協議などを早急に行ってまいりたいと思えます。本法律を取り巻く状況は刻一刻と変化しつつありますので、今後も専門的な御知見・視点から御意見をいただければと考えております。委員の皆様方におかれては、引き続き御指導・御支援をいただければ幸いです。

以上でございます。

【会長】どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、本日の資料及び議事録の取扱いについて申し上げます。

まず、本日の資料のうち、参考資料の2～44の区域図案につきましては、今後、関係地方公共団体から意見聴取を行うものであり、現時点におきまして、これらを公にすると、地域住民の方々との間に混乱を生じさせる恐れや関係地方公共団体と国との間の率直な意見の交換が損なわれる恐れがあるため、審議会運営規則第7条第3項に則りまして非公表といたします。

次に、議事録につきましては、審議会運営規則 8 条第 2 項に則り、発言者名を伏せる形で議事録を公表することといたします。議事録の公表に先立ちましては、事務局から皆様に対しまして内容の確認をお願いする予定でございますので、これにつきましてもよろしくお願いいたします。

ということで、以上、これをもちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

なお、次回の会議の日程につきましては、追って事務局を通じて御連絡いたします。

それでは、これで終了とさせていただきます。本日は御出席ありがとうございました。